

ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

20250220 資 庁 第 2 号
20250217 G 局 第 3 号
環 地 温 発 第 2502204 号
令 和 7 年 2 月 21 日

経済産業省資源エネルギー庁長官
経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
環 境 省 地 球 環 境 局 長

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省令・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「報告命令」という。）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数の算出及び公表について、下記のとおり定め、令和 7 年 2 月 21 日より適用する。

なお、「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20240308 資庁第 2 号・20240306 産局第 2 号・環地温発第 2403192 号）は、令和 7 年 2 月 21 日をもって廃止する。

記

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）及びこれに基づく報告命令に基づき、特定排出者（温対法第 26 条第 1 項に規定する特定排出者をいう。以下同じ。）が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量については、

- ① 算定省令第 2 条第 3 項第 1 号に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者（以下単に「ガス小売事業者」という。）及び同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）をいう。以下同じ。）ごとの排出係数
- ② 算定省令第 2 条第 3 項第 2 号に規定するところにより、実測等に基づく係数として適切であると認められるもの
- ③ 算定省令第 2 条第 3 項第 3 号に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

のいずれかを用いて算定することとされている。ただし、①により算定することができないときは②、②により算定することができないときは③を用いることとされている。

また、温対法第 60 条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出（温対法第 2 条第 4 項で定めるものをいう。以下同じ。）の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

上記に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、

- （１） 特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な二酸化炭素の排出量の削減に資するため、
- （２） 事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する取組を促進するため、

ガス事業者が、事業者ごとの排出係数の公表¹を希望する場合について、事業者ごとに基礎排出係数及び調整後排出係数並びにこれらを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数を特定排出者の温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる年度（以下「排出量算定対象年度」という。）の翌年度に公表することとする。

2. 基礎排出係数

（１）基礎排出係数の算出方法

ガス事業者ごとの基礎排出係数は、排出量算定対象年度と同年度である係数算出対象年度（特定排出者が使用する事業者ごとの基礎排出係数の算出の対象となる年度をいう。以下同じ。）の基礎二酸化炭素排出量（t-CO₂）を、係数算出対象年度に当該ガス事業者が小売供給したガス量（m³）（以下「販売ガス量」という。）で除して算出する。

ただし、今後新たにガス事業者として都市ガスを小売供給する事業に参入する者（以下「新規参入者」という。）の参入年度における係数の算出については、別紙 1 に定める方法による。

（２）基礎二酸化炭素排出量

① 基礎二酸化炭素排出量の把握

基礎二酸化炭素排出量は、ガス事業者が自ら都市ガスを製造したか、他の者が製造した都市ガスを購入したかを問わず、当該ガス事業者が小売供給した都市ガス全体に係るものとする。

② 販売ガス量並びに供給バイオガス量及び供給合成メタン量の把握

¹ 排出係数の公表については、当該ガス事業者の小売供給を行う地域ごとの公表でも可能とする。その場合の係数の算出方法については、事業者ごとの算出方法と同様とする。

販売ガス量は、ガスメーターにおける都市ガスの供給量とする。

供給バイオガス量及び供給合成メタン量は、自ら小売供給したバイオガス（託送負担バイオガスを含む。）及び合成メタン（別紙2に掲げる事項を環境省及び経済産業省が確認したものに限る。）量に、都市ガス導管に注入したバイオガス及び合成メタンの実測による熱量を乗じ、導管事業者（一般ガス導管事業者及びガス事業法第2条第8項で規定する特定ガス導管事業者をいう。）の託送供給約款で定める標準熱量の基準値で除した量とする。

③ 基礎二酸化炭素排出量の算定方法

基礎二酸化炭素排出量は、販売ガス量に当該ガス事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数（0.0140(tC/GJ)）及び 44/12 を乗じた係数（以下「省令の排出係数²」という。）を乗じた二酸化炭素排出量から、供給バイオガス量及び供給合成メタン量に省令の排出係数を乗じた二酸化炭素排出量を控除した量とする。

ただし、導管事業者からバイオガス調達費（バイオガス調達時に一般的なガス調達費用より割高となる費用として他の事業者に対して支払った額をいう。以下同じ。）の支出を受けたガス事業者は、託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を加えなければならない。また、導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合の、当該導管事業者及びその連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は、託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を減じなければならない。詳細は別紙3のとおり。

なお、都市ガス製造施設内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量は、基礎二酸化炭素排出量には含まないものとする。

（3）料金メニューに応じた排出係数の設定

料金メニューに応じた排出係数（以下「メニュー別排出係数」という。）のうち、料金メニューに応じた基礎排出係数（以下「メニュー別基礎排出係数」という。）の公表を希望する場合には、当該ガス事業者全体の基礎二酸化炭素排出量と販売ガス量を料金メニューごとに仕分してメニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定し、当該ガス事業者の料金メニューごとの販売ガス量で除して、メニュー別基礎排出係数を算出することができる。詳細は別紙4のとおり。

3. 調整後排出係数

（1）調整後排出係数の算出方法

調整後排出係数は、ガス事業者ごとの係数算出対象年度における基礎二酸化炭素

² 基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算出に当たって、令和6年度の実績を令和7年度に報告する際には、省令の排出係数の代わりに、算定省令第2条第3項第3号に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を用いることも可能とする。

排出量から、別紙5に掲げるもののうち、排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量（報告命令第1条第5号に規定する「国内認証排出削減量」をいう。以下同じ。）及び海外認証排出削減量（報告命令第1条第6号に規定する「海外認証排出削減量」をいう。以下同じ。）の移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量（以下「国内及び海外認証排出削減量」という。）に係る温室効果ガスの量を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、ガス事業者ごとの係数算出対象年度の販売ガス量で除して算出する。

（２）料金メニューに応じた排出係数の設定

料金メニューに応じた調整後排出係数（以下「メニュー別調整後排出係数」という。）の公表を希望する場合には、メニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量を、当該ガス事業者の料金メニューごとの販売ガス量で除して、メニュー別調整後排出係数を算出することができる。詳細は別紙4のとおり。

（３）国内及び海外認証排出削減量の把握方法

調整後二酸化炭素排出量の算定における、ガス事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量は、以下の方法により把握する。

注） 調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量については、温対法第26条第1項に基づき特定排出者が国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

① 自ら排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量

排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、基礎二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、算定結果を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）のうち表1又は表3のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注） 自らが他の者の代理として排出量調整無効化を実施した場合には、その国内及び海外認証排出削減量については、自らの調整後排出係数の算出に用いることはできない。

② 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量

自らの代わりに他の者が国内及び海外認証排出削減量を排出量調整無効化（以下「代理無効化」という。）した場合には、排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、基礎二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料のうち表2又は表4のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 代理無効化を行った他の者がガス事業者である場合、根拠資料に記載された国内及び海外認証排出削減量を当該他の者の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

③ 国内及び海外認証排出削減量の排出調整無効化期間について

調整後二酸化炭素排出量の調整に用いることができる国内及び海外認証排出削減量は、係数算出対象年度中に排出量調整無効化されたものとする。

また、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から5月31日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなし、調整後排出係数の算出に用いることができるものとする（新規参入者の算出期間については別紙1を参照。）。

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から5月31日までの間に排出量調整無効化がなされ、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度の翌年度以降の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

4. 基礎排出係数及び調整後排出係数の設定及び公表までの手続等

排出量算定対象年度の翌年度において、以下の手続により、事業者ごとの基礎排出係数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数を公表する。

(1) 手続について

- ① 基礎排出係数及び調整後排出係数の設定及び公表を希望するガス事業者は、係数算出対象年度における次のアからキまでを、根拠資料（合成メタンを供給する者にあっては、別紙2に掲げる確認事項を証明する書類を含む。）とともに、別に定める期日までに、環境省及び経済産業省に提出する。

ア. 基礎二酸化炭素排出量

イ. 調整後二酸化炭素排出量

ウ. 販売ガス量

エ. 供給バイオガス量及び供給合成メタン量（該当する者のみ）

オ. 託送負担バイオガス量及び託送分配バイオガス量（該当する者のみ）

カ. 調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた国内及び海外認証排出削減量の排出量調整無効化に係る情報（該当する者のみ）

キ. アからカまでを基に算出した基礎排出係数及び調整後排出係数

- ② メニュー別排出係数の設定を希望するガス事業者は、係数算出対象年度における上記アからカまでに加え、それを基に次のク及びケを算出し、算出の結果を根拠資料とともに、別に定める期日までに、環境省及び経済産業省に提出しなければならない。

ク. 基礎排出係数及びメニュー別基礎排出係数

ケ. 調整後排出係数及びメニュー別調整後排出係数

- ③ 環境省及び経済産業省は、提出された事業者ごとの基礎排出係数、調整後排出係数、メニュー別基礎排出係数及びメニュー別調整後排出係数並びに根拠資料の内容を確認する。
- ④ 環境省及び経済産業省は、ガス事業者の事業者ごとの基礎排出係数、調整後排出係数、メニュー別基礎排出係数及びメニュー別調整後排出係数を取りまとめ、当該ガス事業者の名称とともにウェブサイト（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトをいう。以下同じ。）にて公表する。

（２）事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の更新

環境省及び経済産業省は、４．（１）の手続により、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を毎年更新の上、同年夏頃を目処に公表する。

（３）前年度報告との比較・分析

ガス事業者は、基礎排出係数及び調整後排出係数の報告にあたっては、前年度報告実績がある場合は当該実績を併記するとともに、前年度との差異についてその要因を分析し、理由も付記して報告する。

（４）係数及び根拠資料の再提出について

環境省又は経済産業省は、提出を受けた基礎排出係数及び調整後排出係数の報告について、算定式の変更や計算誤り等によりその報告された内容が適切でないと認められるときは、その内容について必要な修正、その他必要な措置を求めることができる。

５．算出方法等を変更する場合の手続

基礎排出係数及び調整後排出係数の設定に係る基本的な考え方並びに具体的な算出方法を変更する場合には、以下に定める手続による。

① 専門家等の助言を踏まえた検討

経済産業省資源エネルギー庁長官及び経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官並びに環境省地球環境局長の私的検討会である「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において、専門家の助言を得て、確定させる。

② パブリックコメントの実施

変更案については、パブリックコメントの手続を実施する。

新規参入者の参入年度における排出係数の算出について

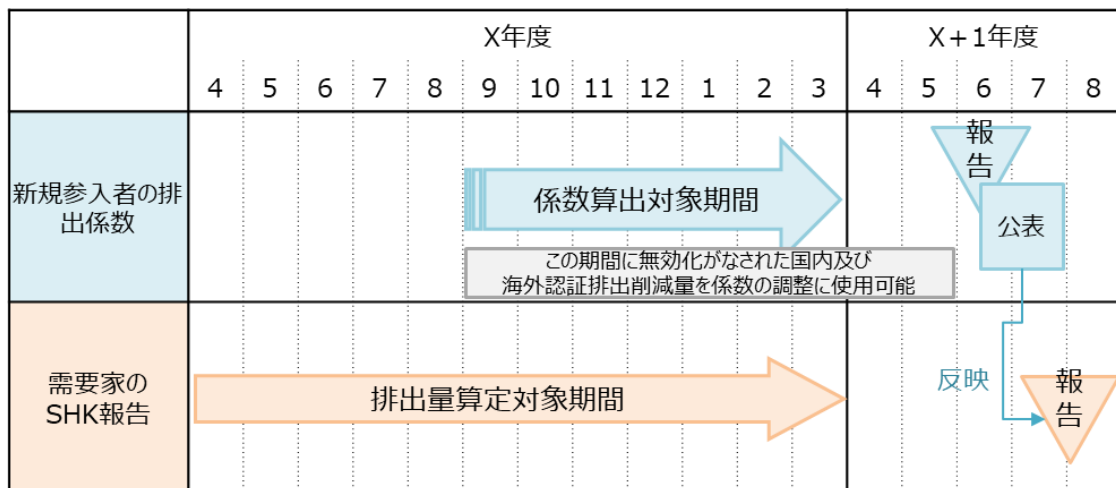
1. 基本的考え方

希望する新規参入者は、以下の方法により参入年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、根拠資料とともに国に提出し、国は、当該係数及び根拠資料の内容を確認し、ウェブサイトにて公表することとする。

2. 算出方法、公表時期等

新規参入者については、参入年度について、以下の方法により年度ごとの排出係数に相当する係数の算出等を行う。

- 新規参入者（甲）は係数算出対象年度（X 年度）の半ばに参入（特定排出者（乙）への小売供給を開始）したことから、希望する場合は参入時から参入年度末までに甲が乙に小売供給した都市ガスについて排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1 年 6 月半ば頃を想定）までに国に提出する。なお、甲は係数算出対象期間（参入時から参入年度末まで）に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量を調整後排出係数の算出に用いることができる。また、係数算出対象期間の翌年度である X+1 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象期間内に排出量調整無効化されたものとみなし、調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。ただし、甲の参入年度の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内及び海外認証排出削減量については、翌年度以降の調整後排出係数の算出に用いることはできない。
- 国は、甲が希望する場合は、X+1 年 6 月末頃に乙が X 年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することが可能である。また、公表前に実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を報告することも可能である。なお、X 年 4 月 1 日から甲の参入までの期間の都市ガスの使用に伴う排出係数は、国が当該期間都市ガスを小売供給した既参入者の排出係数を公表している場合は当該排出係数、公表していない場合は実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を算定する。
- X+1 年度以降については、本文に記載のとおり算出する。



新規参入者の排出係数算出・報告・公表のスケジュールについて（9月に参入した場合）

合成メタンに係る確認事項について

ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を環境省及び経済産業省が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認することとする。

- 一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」という。）の量
- 二 回収二酸化炭素を回収した者
- 三 回収二酸化炭素を回収した期間
- 四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点
- 五 回収二酸化炭素に係る発生の由来
- 六 合成メタンを製造する事業者が回収価値³を有する回収二酸化炭素を用いて製造していること
- 七 供給合成メタン量
- 八 合成メタンを需要家に供給した者
- 九 合成メタンの供給期間
- 十 合成メタンを注入した地点
- 十一 合成メタンに係る排出削減価値⁴が需要家に帰属すること

³ 回収された二酸化炭素であるという属性の価値

⁴ 排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値

託送分配バイオガス及び託送負担バイオガスの調達に係る二酸化炭素排出量の調整について

託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量 = 託送分配バイオガス量 (注 1)
 × 省令の排出係数

託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量 = 託送負担バイオガス量 (注 2)
 × 省令の排出係数

(注 1)

ガス事業者ごとの託送分配バイオガス量は、以下の式により算出するものとする。

(1) バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

① バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量に、当該導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。

② ①で算出したバイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、当該導管事業者により託送される小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。

(2) バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

① バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量に、当該連結先導管事業者が当該導管事業者から供給を受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、当該連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。

② ①で算出した連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、当該連結先導管事業者により託送される小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該連結先導管事業者の小売託送量で除して算出する。

(注 2)

託送負担バイオガス量とは、導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたバイオガス量をいう。

なお、託送負担バイオガス量、小売託送量及び連結託送量の情報は、対象となる導管事業者が対象となる小売事業者等に対して、適切なタイミングで提供するものとする。

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- ガス事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、環境省及び経済産業省に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望するガス事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者ごとの単一のメニューで排出係数を報告することが可能である。その際、係数算出の方法は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数と同様であり、報告・公表時期については「3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について」に従う。
- 販売メニューを類型化して設定した料金メニュー（以下「係数用メニュー」という。）の設定に当たって販売メニューをどのように類型化するかはガス事業者の任意によるものとする。ただし、ガス事業者は、それぞれの係数用メニューと供給バイオガス量及び供給合成メタン量の関連づけを明確にした上で類型化するものとする。
- ガス事業者は、上記の関連づけに基づいて、当該ガス事業者全体の基礎二酸化炭素排出量と販売ガス量を係数用メニューごとに仕分けした上で、メニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定する。メニュー別基礎排出係数については、メニュー別基礎二酸化炭素排出量をメニュー仕分後の販売ガス量で除することにより算出する。また、メニュー別調整後排出係数については、メニュー別基礎二酸化炭素排出量からガス事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量をメニュー仕分後の販売ガス量で除することにより算出する。
- 環境省及び経済産業省は、ガス事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、ガス事業者が希望する場合は、当該ガス事業者又は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。

2. メニュー別基礎及び調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

(1) ガス小売事業者がバイオガス調達費を負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量については、根拠資料（表1 メニュー別）にて、事業者全体における供給バイオガス量、供給合成メタン量及び販売ガス量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給バイオガス量及び供給合成メタン量を控除したものに省令の排出係数を乗じて算定する。供給バイオガス量及び供給合成メタン量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。

- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記 2. (1) ①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。

(2) 導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合

- ① メニューごとの二酸化炭素排出量を、根拠資料（表 1 メニュー別）にて、事業者全体における供給バイオガス量、供給合成メタン量、託送負担バイオガス量及び販売ガス量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分け後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給バイオガス量、供給合成メタン量を控除したものに省令の排出係数を乗じて算定する。供給バイオガス量及び供給合成メタン量はガス事業者が任意で仕分けすることができるが、以下② ii の自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量の仕分は、供給バイオガス量の仕分に応じて行う。
- ② メニュー別基礎二酸化炭素排出量を、以下 i ～ v の手順により算定する。なお、算定の過程は根拠資料（表 1 メニュー別）に記載する。

i. 以下の式によりガス事業者の託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を算定する。

1：バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

- 1) バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量に、当該導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。
- 2) 1) で算出したバイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、当該導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。

2：バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

- 1) バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量に、当該連結先導管事業者が当該導管事業者から供給を受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、当該導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。
- 2) 1) で算出したバイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、当該連結先導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該連結先導管事業者の小売託送量で除して算出する。

上記により算出した託送分配バイオガス量に省令の排出係数を乗じ、託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を算定する。

ii. ガス事業者が自ら調達した託送負担バイオガス量をそれぞれ係数用メニュ

一ごとに仕分けし、メニュー仕分後の調達量に省令の排出係数を乗じて自社が調達した託送負担バイオガス量に係るメニューごとの二酸化炭素排出量を算定する（任意で仕分けた供給バイオガス量に応じて仕分を行う。）。

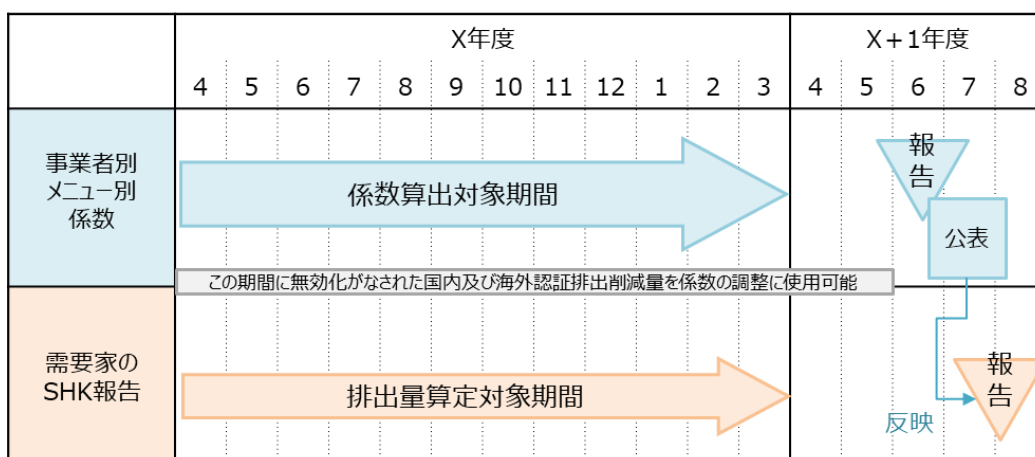
- iii. 上記 2. (2) ①で得られたメニューごとの二酸化炭素排出量に、上記 ii で得られた託送負担バイオガスの調達に係るメニューごとの二酸化炭素排出量（実際の調達量に応じたもの）を合算して、メニューごとの二酸化炭素排出量（託送負担バイオガス分を含む。）を算定する。
- iv. 上記 i で得られた託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を、メニューごとの販売ガス量に応じて按分する。
- v. 上記 iii で得られたメニューごとの二酸化炭素排出量（託送負担バイオガス分を含む）から、上記 iv で得られた託送分配バイオガス量に係るメニューごとの二酸化炭素排出量を控除し、メニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定する。

- ③ メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記 2. (2) ② v. で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分することができる。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニューごとに販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、排出量算定対象年度（X 年度）に甲が需要家（乙）に小売供給した都市ガスについて排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1 年 6 月半ば頃を想定。）までに国に提出する。
- 国は、X+1 年 6 月末頃に乙が X 年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することも可能であり、また、公表前に実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を報告することも可能である。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて

ガス事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる
国内及び海外認証排出削減量について

ガス事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量は、以下のとおりとする。

○国内認証排出削減量

- ① 平成 20 年 10 月 21 日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）
- ② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成 25 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

○海外認証排出削減量

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）による改正後の温対法第 2 条第 9 項に規定する国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを含む。）